

地方公共サービス小委員会  
第6回議事録

内閣府 公共サービス改革推進室

## 第6回地方公共サービス小委員会 議事次第

日 時：平成25年12月20日（金）11:40～13:12  
場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 【公開審議】

#### 1 開 会

#### 2 公金債権回収業務の民間委託に係る実例報告

- (1) 稲敷市（試行自治体） … 坂本 文夫 課長補佐
- (2) 愛知県 … 荒井 潤 専門委員

#### <出席者>

##### (委 員)

北川主査、清原副主査、荒川専門委員、生島専門委員、石川専門委員、  
柏木専門委員

##### (ゲストスピーカー)

坂本課長補佐（試行自治体・稻敷市）

##### (事務局)

館事務局長、後藤参事官、金子参事官

○北川主査 それでは、少し時間前でございますが、おそろいでございますので、会議を始めさせていただきたいと思いますので、御了承をいただきたいと思います。

議事の開始前にお知らせがございます。

委員の皆様には事務局から既に御案内があったかと存じますが、本委員会の岩名由佳専門委員が去る11月27日に御逝去されました。

ここに皆様とともに謹んで黙祷を捧げ、御冥福をお祈り申し上げたいと存じますので、恐縮でございますが、皆様、御起立をお願いいたしまして、黙祷をさせていただきたいと思います。

(黙祷)

○北川主査 終わってください。御着席をお願いします。

それでは、議事に移らせていただきます。

本日の議題は、議事次第のとおりでございます。

本日の小委員会では、後半に「3 試行自治体における進捗状況の報告」及び「4 報告書のとりまとめに向けて」の2つの議題について審議をいたしますが、試行自治体における非公開情報が含まれることから、官民競争入札等監理委員会運営規則第5条の規定の例に準じまして、当該議題に係る会議は非公開とし、後日、議事要旨を公開することいたします。

委員の先生方によろしくお願ひしたいと思いますが、それでよろしいですね。

(「異議なし」と声あり)

○北川主査 では、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の小委員会の審議を始めます。

1つ目は「2 公金債権回収業務の民間委託に係る実例報告」ということでございます。

本日、試行自治体の1つであります稲敷市から、坂本文夫課長補佐様に御出席いただいております。

それでは、坂本課長補佐から稲敷市の実例の報告をお願いいたします。

10分程度でよろしくお願ひいたします。

○坂本課長補佐 ただいま紹介いただきました茨城県稲敷市から参りました坂本と申します。

当市は、茨城県南部、日本第2位の湖、霞ヶ浦南に位置する人口約4万5,000人の市です。

今回、発言の場をいただき、ありがとうございます。

配付させていただきました資料は、今回の発言で不足する部分も含め、背景や考えをまとめたものです。もしお時間があれば内容の御確認をお願いいたします。

では、発言をさせていただきます。

私は、町村合併により初めて地方税にかかりました。それまでは建設部門が長く、税については知りませんでした。最初は、国や県に倣い、徴収業務を行ってまいりました。

しかし、法に基づき滞納整理を行い、鋭意努力すればするほど、市民との距離を感じ、他

課の職員から、厳し過ぎると非難されることが多くありました。

当課の職員は、税の公平性確保のため、創意工夫して滞納整理を行ってまいりましたが、いまだ評価されておりません。また、異動したくない課という汚名までついております。

しかしながら、私自身、多くの滞納者の意見を聴取し、体験を重ねる中で、滞納改善、滞納処分を活用した取り組みを行うことが安心安全なまちづくりにつながることを実感してまいりました。

地方税は、徴税吏員に対し多くの権限を与えていていることから、厳しい守秘義務や制限を徴税吏員に課しております。そのことが徴税吏員と同様に守秘義務を課せられている弁護士、司法書士との連携をする発想につながりました。滞納者の多くの情報に接することで、より深く市民の抱える問題にかかわることができたのです。

徴税部門の職員のやる気、仕事に対する自信を保持するためには、みずからの仕事が市民から感謝されることにつながるのだという思いが必要だと考えます。

私は、地方税の徴収から得られるものは、税の徴収という本来の目的達成だけではなく、市民とのかかわり方、専門家や地域との連携の方法を学び、他の業務に活用できる知識や経験であると考えています。

しかし、徴税吏員だけでは、地方の徴収から得られるものを生かすことができないというのも現実です。

本日は、当課の取り組みを幾つか紹介させていただきます。ぜひ今後の専門家や地域との連携に生かせるよう、御意見をいただければと思います。

では、最初に空き家・空き地対策と滞納整理について、当課の取り組みを説明いたします。

空き家、空き地対策は、通常、防災等のために対策がとられ、市が代理執行等により建物撤去を行うことが多いようです。しかし、空き家の中には資産価値の残存するものも多く、長く放置すると資産価値の消耗だけでなく、治安の悪化、近隣の資産価値の低下を招きます。また、空き地は雑草による火災等の発生、不法投棄、農地において害虫の発生、雑草の繁殖による近隣耕作の困難の原因になります。この取り組みとして3つの課題を想定し、実施しました。

1つ目の課題として、相続財産管理人を予納金なしで立てること。では、なぜ予納金なしにする必要があるのか。相続財産管理人選任の申し立ての際、裁判所に納める予納金は、通常50万円を準備しなければなりません。一方、滞納額が50万円以下であるケースが多く、予納金を納めてまで市が手間暇かけて行う必要があるかが問題となります。もし仮に予納金なしとされた場合でも、相続財産管理人を受けてくれる弁護士を探さなければなりませんでした。この問題は、多重債務の解決のため、過払金請求から弁護士、司法書士と連携してきたことが功を奏し、弁護士、司法書士の協力を得て、予納金なしで相続財産管理人を立てることができました。

次の課題として、土地改良区内の土地については、土地改良区との連携をすること。市

税を滞納する者は土地改良区にも滞納があることが多い。土地改良区理事は滞納の経緯、権利関係や事情を知っているので、適正な処分、情報を期待できることから、連携を考え実施しました。

3つ目の課題として、地域住民と連携すること。近年、空き家、空き地が地域でも問題となっております。地域の防災、治安から、市への要望も多く寄せられていますが、市は個人の権利、個人情報の問題があり、対応に苦慮しております。これまでの空き家対策の対象は、約10年以上放置されたものが多く、そのため、権利関係等の調査が困難であることを体験しました。そこで、早期の取り組みが可能か、どのような問題が発生し、どのような取り組みが必要かを実証することにしました。地域活性化のため、地域住民と連携して行うことができれば、自分たちの住むところは自分たちで守るとの意識を持ってもらうこと。職員が連携や制度を活用することによる問題解決方法があること。問題を解決することが市民との信頼を構築することを感じてもらえばと思い、今年から取り組みました。

実際の取り組み状況としまして、モデル地区代表者に空き家、空き地対策の協力をお願いし、代表者から快諾を得られました。相続財産管理人は、地区の代表者の相談しやすい司法書士としました。取り組みを行ってみて、空き家、空き地の買受人は地区の代表者の斡旋によりほぼ確定した。権利財産関係の調査の時間が削減できた。不動産を売却することにより、近隣者が負担して請求できなかった家屋の修繕費等の支払いができる見込みとなった。遺留品の整理が比較的用意であった。宅地の除草と清掃が比較的容易であった。農地は荒れる前に耕作者に売買できたと利点が多かった。問題点は現時点ではない。

次に、小規模農地所有者救済について、資料の6ページになります。

小規模農地所有者は疲弊している。農地は持っていて、収入となることはあっても、負担になることはないと思われがちです。しかし実態は、農業は機械がなければできません。高い農機具の購入を諦め、農業をやめる人が多くなりました。農業を諦めても毎年の支払い、土地改良費は残ります。使っていない土地を貸し出そうとしても、耕作者が少ないことから、貸し出すことも困難となっています。もし土地を借りてくれる耕作者がいても、賃貸料は10アール当たり米俵2俵が相場であり、土地改良費を支払うと残りはありません。こうして、農地を持っていても収入となることがなく、逆に固定資産税、国民健康保険税が負担となります。

では、農地を処分すればよいのではと思われますが、地方で農地を手放すことはお金にかなり窮していることを意味するため、世間体の問題があり、なかなか農地を処分するという決断ができません。当課は滞納処分を行うことで、小規模農地所有者に農地の所有を諦めさせることにしました。

資料の7ページからの例7、例8は具体的な事案です。

この取り組みは滞納者の抵抗が激しく、市役所はひどいとの厳しい批判が各方面から挙がりました。私は一時の感傷より、市民の生活を考え、悪者になる覚悟で業務を行っている。市民生活改善を真剣に考えるのであれば、これ以上、市民を疲弊させることはできな

いと各方面を説得し、理解を得ることができました。

資料の9ページ以降に当市の住宅ローン生活苦の問題を書かせていただきました。また、パターン別に連携提案をさせていただいております。時間の関係上、割愛させていただきますが、興味を持たれ、御協力いただけるのであれば、是非とも御意見をお待ちしております。

最後に、法令では、税の公平性の確保のため、滞納処分をしっかりと行うべきことが規定されております。当課の職員も法令の規定に従って鋭意努力しております。しかし、これだけでは問題は解決しません。

市は、以前、国や県と違い、滞納者らとさまざまな生活上の身近なつき合いが発生することから、滞納処分を避けてきましたが、町村合併後は税源移譲や滞納に対する市民の意識向上から滞納処分を行うことになりました。滞納処分は、支払っていただけない方々に対する極めて有効な1つの手法ではあります。とはいっても、生活が成り立っていない市民に対して滞納処分だけを実施しても、回収は困難になるばかりか、その市民の生活の再建も困難となります。生活の再建をしていただくことこそが過去の分の回収と未来における滞納の確実な予防となります。そこで、ただ単に支払いを要求するだけでなく、市民に寄り添い、滞納の原因となった本質的な部分に踏み込んだ一時の滞納改善よりも、滞納者の生活再建による根本長期的な滞納改善を住民に近い市役所が担うべきではないかと思い、活動しています。

今回報告させていただきました3つの取り組み、多重債務者の過払金請求、空き家、空き地対策として相続財産管理人、疲弊する小規模農地所有者対策として土地改良区との連携は、一時の滞納改善というよりも、生活再建による根本長期的な滞納改善策として実施しました。この取り組みは、市役所外にある他の機関、特に法律の専門家である弁護士、司法書士との連携により、実現されたものです。そして、市役所外にいる専門家との連携は、滞納者を救済し、生活を再建し、再度、納税者としてスタートしていただく方法としての有力な1つの手法だと思います。既存の枠のこだわりを捨て、活用できるものは全て活用することが多種多様化する問題解決への糸口になります。活用できるものは全て活用するためには、各方面に現場の実情を知っていただく必要があります。そのためには、現場の実情を明確化し、世の中に向けて広く発言しなければなりません。

このたび、私的な解釈でありますが、現場の実情について御紹介させていただきました。これで発言を終了させていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○北川主査 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御発言につきまして、御質問がある委員の皆様から御発言をお願いいたします。

清原委員、どうぞ。

○清原副主査 三鷹市長の清原です。

坂本さん、本当にきめ細かい対応をされているお話をさせていただきまして、心から敬意を表します。

さて、本日、時間の関係で御説明を省かれた点について改めて伺います。それは、いわゆるローンによって多重債務を抱えている市民の皆様に対して過払い分をむしろ返してもらって、金融事業者と対応して、多重債務を解消されつつ、滞納整理をされたという事例をお持ちだと承知しています。

そのような取り組みをされるときに、やはり徴税吏員は市役所の職員ですけれども、そのような金融事業者と対応をしたり、あるいは市民の皆様に御自身が置かれている状況を理解していただく上で、司法書士の方であるとか、弁護士の方であるとか、専門の方との連携が恐らくは有効ではなかったかなと拝察しています。それは、具体的な例としてお話をされました、相続財産管理人においても、あらかじめ納める金額について理解を得ることができた下敷きのような取り組みがあるのではないかなど推測しているからです。したがいまして、市民の皆様に寄り添いながら取り組みをされるときの、職員の立場からみた外部の専門家の存在の意義、あるいは課題がありましたら教えていただければと思います。

なお、三鷹市も、実はかねて過払金のことを承知し、三鷹市として、いわゆるグレーゾーン金利の金融会社に訴訟を起こして、過払金を市民の皆様の滞納分に代替することをした経験もございます。そのようなことから、稻敷市さんの多重債務の市民に向けての取り組みについて御紹介いただけするとありがたいです。

よろしくお願ひします。

○北川主査 どうぞ。

○坂本課長補佐 今、御指摘がありましたとおり、当市においても、ことし、訴訟を5件ほど行っております。どうしても差し押さえをしますと、必ず訴訟になるのが通常でございます。連携としましては、私どもは、この中にも書かせていただいたのですが、まず、滞納者の方が弁護士の先生、もしくは司法書士の先生に頼んでいただいている。

ただ、滞納者の方は、弁護士、司法書士の先生方に頼むのは非常に敷居が高くて、なかなか頼めないというのが実情です。それと、過払金を請求する場合は、どれくらい費用がかかるのかをもう少し表に出していただきたい。滞納者は弁護士費用が高額になるとの思い込みから委任できないのです。

そのことにつきましては、当市においては、市の職員のほうで過払金が発生するかどうかの計算をしてあげます。それで、弁護士、司法書士の方と相談させていただきまして、精算払いという方式で当市は行っています。そうすればお金の心配は要りませんから頼みやすくなるということになります。当市の独特の取り組みのうちのそれが1つだと思います。

それと、御質問がありました問題点ですが、過払金の発生額が20万ぐらいの場合、先生方に頼んでも、結局、金融業者から請求が来なくなることはあっても、税に充てられるかというのは何万でもない。充てられないことも少なくない。市では、今回5件訴訟を行

つてはいると説明させていただきましたが、これは全て私が訴訟を行っております。やはり市としても、20万円ぐらいですと、なかなか弁護士の先生方を頼んで、訴訟を行うのは、予算が認められません。よって、私のほうで訴状を書き、法廷で争いました。弁護士の先生方が、20万円から40万円ぐらいの間の滞納者の過払金について、もう少し柔軟な料金設定をして頂ければと思います。具体的な額で言うと、4、5万ぐらいで受けただければ随分税のほうに充てられる可能性が出てくると思います。

○北川主査 どうぞ。

○清原副主査 大変貴重な問題提起ありがとうございます。私も市民の皆様に寄り添うというものが滞納者の方であっても極めて重要だと思いますが、そのときに専門家の活躍をとっても、今、御指摘のあった、いわゆる報酬との関係というのは、大変重要なポイントだと思います。自治体が今後このような税の滞納整理の問題等に民間のお力をいただくときにも一貫してかかわってくる問題だと思いますので、大変重要な御指摘をいただいたと思います。ありがとうございます。

○北川主査 私も関連して。

要するに顧問弁護士の先生にお願いするとか、あるいは弁護士の先生に頼みに行くというのは、市役所が頼みに行かれるということですね。

○坂本課長補佐 これは、基本的には滞納者が弁護士に頼みにいく形をとっております。

○北川主査 だけれども、滞納者の方は、弁護士の先生とかは敷居が高いから、そのマッチングというか、中間はそういうことも御努力いただくのですか。

○坂本課長補佐 そうですね。こちらで申しわけないのですが、弁護士の先生方、何人かを選択させていただいて、御紹介しているというのが実情です。

○北川主査 そういうような実情ですね。稲敷市は人口はどれぐらいですか。

○坂本課長補佐 4万5,000人です。

○北川主査 顧問弁護士ではなしに、任期付で勤務するような、5年間ぐらいですね。それで、単に税務課だけではなくて、いろいろな問題、モンスター・シチズンとかあると思うのですけれども、そういうことをして、法の蓄積で、市役所全体がそれに基づいて行動していくとさまざまな、税を取り立てるというだけではなしに、やはり公平な市民生活を営んでいくという大前提があるとしたら、そういう発想は、今のところ、市全体ではないですか。

○坂本課長補佐 市全体では残念ながらありません。しかし、実質的な顧問弁護士という形でお願いさせていただいている弁護士の方はいらっしゃいます。かなり協力的に、私の考えに共感していただいて、御協力いただいている弁護士の方はいらっしゃいます。

○北川主査 そうでしょうね。だから、私はできたら体系的にそういうことを、市役所の仕事ぶりが変わっていると思うのです。分権自立でやらないと、皆さんのが逆に行政訴訟で訴えられる対象になると思うのです。だから、市役所全体がそのようにならないと、非常に不確定な形で弁護士の先生に頼んで、一体幾らとられるのかわからないとか、入り

口が大変狭い、そういうことをお考えいただく時期が来ているのかなと思いますが、担当として御努力いただきいて、そういう場面にいっぱい出くわすわけですが、その考え方はどうですか。まだちょっと時期尚早ですか。

○坂本課長補佐 実は、今、市町村はかなり多種多様な問題が噴出しております。そうしますと、やはり今まで、昔みたいな形、簡単に言えば、昔であれば「なあなあ」で通じたものが全く通じていない。先生が御指摘するとおり、いろいろな民事の問題も含めてありますので、もっと司法に詳しくないとこれから行政としては成り立っていないのではないか。御指摘のとおり、もっともっと行政の中に弁護士の先生方が入っていただける必要がはっきり言ってあると思います。

○北川主査 どうぞ、ほかに委員の先生方、ございましたら御質問を賜りたいと思います。  
どうぞ。

○柏木専門委員 御報告ありがとうございます。貴重なお話をありがとうございます。

1点お聞きしたいのですが、茨城県には水戸に市町村を交えた共同徴収の機構（茨城租税債権管理機構）がありますけれども、そこはどういう連携をとっていらっしゃいますか。

○坂本課長補佐 茨城租税債権管理機構かと思います。そちらにつきましては、現在、当市の職員を1人派遣していっています。

○北川主査 派遣は全市ですか。

○坂本課長補佐 全市ではありません。順番制で、各地区から何名という形と、もう一つ、市からの推薦です。当市の場合は、機構のほうに派遣させていただいているのは市からの推薦という形で今回、1人引き受けさせていただいている。また、情報の提供もいただいております。実際、私はこういう細かいいろいろな法律とか、事業をやるに当たりまして、茨城租税債権管理機構さんの顧問の方、国税の出身の先生がいらっしゃるので、相談をしながら、かなり無理な質問をさせていただいている。

○柏木専門委員 そうすると、連携関係というか、相談しやすい相手の1つという存在なわけですか。

○坂本課長補佐 今、話させていただきました顧問の先生につきましては、かなりフランクに実質的なことをお話ししていただけるので、やはりかなりいいアドバイスをしていただけておりますので、いい連携がとれているのではないかなと思います。

○北川主査 どうぞ。

○柏木専門委員 茨城県の共同徴収は先進的な、早い時期からの事例なので、そこにある程度いろいろノウハウがたまっていると思うので、そうやって連携されているのは非常によろしいことなのかなと思います。

○北川主査 私もそう思います。茨城県全県で市町村と協力してやられているわけですね。そこに顧問の弁護士とか、そういう方もいらっしゃって、そこと相談できるということですか。

○坂本課長補佐 そうですね。月に3日から4日相談できます。

○北川主査 そういう窓口の日というか。

○坂本課長補佐 あります。毎週出勤していただいて、そのときに予約をとれば相談ができる体制を組んでいただいている。

○北川主査 それはいいことですね。

そのほかございますか。

どうぞ。

○清原副主査 もう一つお願ひします。

机上に納付書の用紙が配られておりまして、これは市県民税だけではなくて、もちろん住民税や国民健康保険税や介護保険税も同じように共同して印刷をして、コストを安くする例として紹介されているのですが、あわせてこの封筒に穴があいていることによって誤配を防ぐことでもプラスなのです。そこで、伺いたいのは、このようなそれぞれ、この用紙を一緒にしただけではなくて、市民税、県民税、国保税、介護保険税、後期高齢者医療等を滞納された方の場合は、関連して複数の滞納が見られることがありますね。ですから、坂本さんのお仕事としては、どの範囲まで連携を持ちながら滞納の対応をされているのか。それについて教えていただけますか。

○坂本課長補佐 基本的なものにつきましては、私の担当としましては、固定資産税、軽自動車税、市県民税という3税と担当しております。国民健康保険税、介護保険料、後期高齢保険料は、他課で担当しております。私どもの課は茨城租税債権管理機構で研修をしておりますので、それなりの専門的な知識を習得していますが、ほかの課については、専門的な知識を習得した方がいらっしゃらないので、過年度分につきましては、滞納があれば、こちらから声をかけさせていただいて、一緒に滞納処分を行っています。

○清原副主査 ありがとうございます。

三鷹市でも、ほかの市もかなりそういう取り組みをされているのですが、とにかく横割りで、住民税、固定資産税、保険税、そういうところがどうしても重なりますので、そのあたりと一緒に納税の取り組みは一元化するように組織をつくり直したのです。ですからぜひ、この用紙が一元化されているだけでも大変に行財政改革だと思うのですけれども、人のノウハウの蓄積も含めて、坂本さんのような方がほかの分野にも連携を強めるリーダーシップをとっていただければなと感じました。ありがとうございました。

○北川主査 では、これでよろしゅうございますか。

坂本さん、ありがとうございました。

それでは、これで坂本さんに対する質疑は終わらせていただきまして、続きまして、荒川専門委員から愛知県の実例報告をお願いいたします。

○荒川専門委員 荒川でございます。

当県の取り組みにつきまして御説明させていただく時間をいただきまして、ありがとうございます。

資料は3種類でございます。資料1と書いてあります横のパワーポイントの資料及び別添としまして「愛知県第五次行革大綱」と「重点改革プログラム」という3種類でございます。主にはパワーポイントの資料を使って説明させていただきます。

おめくりいただきまして、目次のところをごらんいただけますでしょうか。

きょうは、まず初めに、愛知県における公金の債権回収の位置づけを簡単にお話しました後に、地方税、税外債権における状況及びその中の民間委託の状況ということでお話をしたいと思います。そして、最後に今後に向けてということで、私見でございますけれども、少しだけ話をさせていただければという組み立てでございます。

ページをめくっていただきまして、4ページ、公金の債権回収につきましては、行革大綱の中に位置づけております。

まず、22年に出されております第五次の行革大綱。その中に3番と94番がありますが、3番のほうが県税収入未済額の縮減、94番のほうが税外債権でございます。収入未済回収業務への外部委託を入れるとなっております。3番につきましては、数値目標を掲げて取り組むという形にしております。

詳細につきましては、後ほどお時間がございましたら、別添を御参照いただければと思っております。

その翌年に重点改革プログラムということで、上の第五次はそのまま生かした上で、さらにめりはりをつけて幾つかの大事なところを深掘りしようということで、重点改革プログラムを設定いたしました。税、公金の債権回収、税外債権の債権回収につきましては、ここでも再び両方を位置づけておりまして、18番としまして、税外債権の徴収強化ということで、民間委託を順次拡大していく。42番としまして、市町村の連携による滞納整理。これは任意団体をつくりまして、また、ここに挙げております数値目標を掲げて頑張っていくという形の位置づけをしたということでございます。

きょうお話をする取り組みもこのようない位置づけのもとで進められているものでございます。

具体的に地方税のお話をさせていただきます。6ページをごらんいただけますでしょうか。地方税の徴収率・収入未済額の状況でございます。

まず、県税全体の徴収率としまして、96.1%から、毎年少しではありますが、上がってきた。逆に、県税全体の収入未済額は徐々にではありますが、減ってきているところではございますが、平成24年度でごらんいただけますように、依然として300億円を超える巨額の収入未済額が残っている状況でございます。このような中、取り組んでいかなければならぬと考えているということでございます。

具体的な取り組みとして、7ページでございます。他の自治体と同様にいろいろな工夫がございまして、コンビニ納税の税目を拡大していきました、インターネット公売をやったりということで進めておりますが、その中で、この小委員会での議論にかかわるものとしまして、民間委託による自動車税の未納者へのコールセンター、電話による集中催告

と一番下でございます、地方税滞納整理機構による収入未済額の縮減があります。この2つにつきまして、具体的に次の8ページからお話をさせていただきます。

自動車税のコールセンター業務でございます。平成20年度から実施をしておりまして、毎年8月、9月の2カ月間、集中しまして、コールセンターで電話をかけ「納付をお忘れではないですか」という自主的な納付を呼びかけるものでございます。

公共調達の方法としまして、この業務は制限付の一般競争入札で実施をしております。ちょっと細かい字になっておりますが、資格要件のところは厳しくしておりますと、対象債権のコールセンターの経験があるか。24席以上というコールセンターの規模での経験があるか。また、2カ月以上の経験があるかという、そこで縛りをかけまして、そのような経験、実績のある者に応募いただく形にしております。

体制としまして、上のほう、管理者2名、業務従事者24名が民間側の体制でございまして、県税職員2名から3名が常に常駐をする。これは、電話をかけて債務者の方とお話をしておりますと、滞納しているのはわかっているのだけれども、今の経済状況がというところで、納付の相談に変わっていくところがございますので、その段階で引き継ぎを受けて、納付の相談をするための県税職員が2、3名常駐しているということでございます。

9ページでございますが、今年度、平成25年度の実績としまして、大体1,000万円強の契約額でございます。例年このような水準、大体このぐらいの規模の額でございます。

(5) といたしまして、今年度の状況としまして、対象は11万件ありますが、電話をしているのは2カ月間で15万件。そのうち何らかの交渉をしているのが3万件という状況であります。

その成果と課題でございますが、10ページに書かせていただいております。

成果としましては、納付忘れという方がやはり多いということで、そういう方を早期に解消することが成果としてあろうと思います。また、そのような早期納付者が増えることで、悪質滞納者に人的資源、県税職員の資源を集中し得る。19年から25年は1.3%、9月末での徴収率がふえているということで、若干ではありますが、そこが増えているということで、人的資源の集中が図れるということを成果として考えているところでございます。

また、その背景、要因でございますけれども、コールセンターの場合、大量かつ反復する納付の呼びかけ、1回でつながらなくても、2回、3回、4回とかけていける。それを集中的にできることが効果につながっていると考えております。

他方、課題としましては、この小委員会でも議論なされているところでありますが、税法上の規定などから、呼びかけ以上の業務ができない。また、相談のために職員が常にいる必要がある。また、どちらの自治体も同じような状況かと思いますが、日本語が理解できない外国人の方も増えておられる。そこをどう対応するかが課題になっているところでございます。

11ページは、基礎自治体との連携による滞納整理ということであります。

目的としましては、収入未済額の縮減を目指して積極的に取り組むのだということ及び

徴収技術を向上させていくことについてございます。

相対的ではありますが、県におきましては、税務の専門性が高い、つまりほぼ税務関係の仕事をする職員という者を育ててきているということで、県と市町村が協力することで税を徴収する能力、またその成果につながっていくのではないかということで組織をつくりっております。愛知県の場合には任意組織をつくっておりまます。県内は54の市町村がございますが、現在で48市町村が加盟をしております。他県におきましては、任意組織ではなく、広域連合ですか、一部事務組合でつくっておられるところもあると承知しております。

そして、組織形態の下の2つの横棒ですが、併任という仕組みをとっておりまして、県の税務職員は機構に参加する他の市町村職員の身分を併任。その逆もございまして、市町村の職員は県及び参加しています他の市町村職員の身分を併任するという形で取り組むということでございます。

期間としまして、今年度末までの3年間で取り組んでまいりましたけれども、成果が上がっていると考えられるということで、さらに3年間延長することを予定しております。

業務としまして、12ページでございます。高額・処理困難な事案を引き継ぎまして、滞納処分を前提に進めていくと。交渉して、差し押さえ、公売等を進めていく。また、研修等も実施をするというやり方をとっております。

そして、県内を6つのブロックに分けまして、それぞれに県の職員と市町村の職員からなる滞納整理班、いわゆる実働の部隊でございますけれども、そういうチームをつくりまして動いているということでございます。

実績としましては、ちょっと細かい表になって恐縮でございますが、13ページに整理をいたしました。

目標としましては、40億円を引き受けて、大体30%ぐらいの徴収率を目指しておりましたが、23年、24年ともに50億ぐらいを引き受けまして、大体半分、50%強の徴収率を上げているということでございます。

成果の要因及び課題でございますが、14ページでございます。

(7) としまして、なぜ有効かというところであります。強い態度で、滞納処分を前提として進める。換価処分を前提として進めていくところが成果の要因として考えているところでございます。

また、税目により徴収率が少し異なっておりますけれども、固定資産税の場合、高めの徴収率でありますが、少なくとも課税の起因となる資産があるというところ、また、逆に国保の場合には所得の少ない方、定期的な収入がない方の割合が多いということで、そのような配慮のもとで徴収率が相対的に低くなっているといったところでございます。

課題としてそこに2つ挙げておりますのは、県の視点でございますけれども、この機構があるということで、依存度が高くなるのではないかという部分及び県の職員をここに派遣することで機会費用が発生するのではないかというところが担当において課題として認

識されている点でございます。

このような地方税の取り組みに加えまして、先ほど大綱や重点のところでお話しましたように、税外債権につきましても民間委託の取り組みをいたしております。

まず、16ページから始まるところで、県営住宅の家賃及び駐車場の料金であります。平成23年度で、家賃で92.12%、駐車場で96.83%の徴収率で未済額がそれぞれあるという状況であります。当然、個別に訪問したり、強化月間を設けたりということ、また、法的措置をとる、生活保護費を市町村から直接いただくというやり方をしておりますけれども、外部委託もしております。

外部委託の対象にしておりますのは、17ページからでございます。退去した滞納者への対応というところを民間に委託しております。県及び公社の職員は、今、お住まいの方への対応で、少しいっぱいなというところで、退去滞納者にはなかなか手が回っていない状況がございました。そういうところから、民間にお願いしようかというところでございます。

公共調達の概要としまして、弁護士もしくは弁護士法人にお願いをするということいたしました。プロポーザル方式で提案を出していただくということで、3者が出して下さいました。委託料は完全成功報酬制で御提案をいただいた8.9%を採用しております。文書・電話を通じて告知、納付指導をして、約束を取りつけて、集金をするのが一連の流れでございます。1年としておりますけれども、同じ弁護士事務所に継続発注するのが結果として起きているところでございます。

実績としましては、ごらんいただいたような形で、徐々にではございますけれども、回収が進んでいる状況がございます。

成果と課題につきましては、18ページに整理いたしました。

今までできていなかった山といいましょうか、退去者の家賃等は回収でき始めているというところ、当然それが公平性の是正に貢献するということであります。

そして、弁護士によります、プロによる経験、専門能力を踏まえた対応が効いているのではないかと考えているところであります。

課題としましては、民間事業者の信用性と書いておりますのは、委託当初に県へ債務者の方から確認や苦情がありました。本当に県は頼んだのかというところがありました。そういう意味での信用性を確保することは大事だらうと。2番目としまして、分納の計画を立てていただきたりすることで、結果として回収期間が相当長くなりますので、そこを管理し続ける、また、途中で受託者が変わることは人間関係、信頼関係をベースに回収を強化しますので、影響を受けるのではないかというところが心配になっている。また、このような民間事業者の働きかけによっても反応しない債務者への対応というのが課題でございます。

家賃等に続きまして、次の19ページ、医業未収金の回収も外部委託を実施いたしております。

当然、（2）にありますように、発生防止策を強化するわけですが、特に過年度のものにつきましては、先ほどの家賃と一緒に、病院庁の職員がなかなか手が回らないということで民間委託を実施いたしました。22年に試行を始めまして、24年から本格実施しております。

20ページに具体的な状況が書いてございますが、他県でもそのような事例がある、また愛知でも市場環境が整ってきた、つまり具体的に委託し得る先が見えてきた、ということで外部委託をすることにいたしました。

入札資格としましては、弁護士、司法書士、またその法人ということでやらせていただいているります。

期間は1年でありますけれども、5年をめどに継続しております、今は試行で走っている部分と本格で走っている部分、2つの契約が今、並行して走っている状況でございます。

公共調達の細かいところにつきましては、21ページの中ほどで見ていただけますように、報酬率が違う契約が今、2本並行して走っております。いずれも受託者から提案いただいた報酬率でやっております。委託業務のところは先ほどの家賃等と同じような手法を用いて回収を進めていただいているところでございます。これも徐々にではありますが、成果が出てきているというところでございます。

22ページに成果と課題、要因を書いてございますが、弁護士による働きかけで払っていただけるようになった。その結果、県の職員もしくは病院庁の職員の機会費用が減っている。また、職員では実施できなかった生計全体を考えた返済計画への助言ができている。なぜそのようなことができているか。先ほどと同じように、専門的な知識ということもあります、土日も対応したりということが理由として挙げられるだろうということあります。

課題としましては、先ほどと同じようなところがやはり課題としてございます。継続的な対応が必要だと。また、長期の対応が必要だという点が現場として課題だと。また、弁護士としては回収不能だと判断しているのですけれども、不納欠損基準には達していないものがあるという新たな山みたいなものができてくるところをどうしようかというものが現場で課題として生まれてきている状況でございます。

行革大綱ですか、重点改革プログラムをベースにこの2つを進めてまいりまして、さらに外部委託を順次拡大しようということで、24ページ、細かい表で恐縮でございます。外部委託の対象を拡大いたしました。

最初に①、②、③がございますが、母子寡婦福祉資金貸付金などの貸付金、近代化事業貸付金、高等学校の奨学金の貸付金に対する債権回収も外部委託を始めました。いずれも1つを除きまして、多くはプロポーザル方式でやっております。また、弁護士への委託、サービス企業への委託という両方がございます。委託料としましては、そこにごらんいただいているような報酬率、もしくは基本料プラス成功報酬という形で実施をしておりま

す。回収実績は右に書いているとおりでございますが、もともと貸付金の性格として、福祉的な目的のものでございますので、債権回収のところにつきましても、そのような福祉的な配慮がさらに働くということで、相対的には低い回収率のものが多くございます。

25ページには、先ほど御説明をしております、県営住宅の家賃及び医業未収金のものも改めて表として整理をしております。中ほどをごらんいただきますように、同じ家賃等でも、ある契約は8.9%、ある契約は26.25%ということで、少しパーセンテージが違うという報酬率のものがございます。

26ページにその成果と課題というようなところ、これまでと重なっている部分とちょっと違う観点のものもございます。

手が回らなかったという部分を民間にやっていただけるようになったというところが課題。また、役割分担ができるようになってきたというところが成果である。

要因としましては、ノウハウであり、専門的知識というところであります。

また、課題は、先ほど簡単に述べましたが、社会的な弱者に対する債権回収であるため、慎重な対応が求められる点。民間がアクセスしても応じない債務者がおられ、そこをどうするかという点。また、率の妥当性、先ほど申し上げましたが、報酬率に少しばらつきがあるところをどう考えていいのかという点。民間事業者の業務範囲をどう考えていいのかという点などが課題として挙げられているというところでございます。

最後にごく簡単に、28ページからでございますが、今後に向けてということで、外部委託市場を形成・発展させるという観点から考えたということで、2つだけ考えております。

事務局からの報告書の素案を頂く前につくりましたので、いただいてみると重複している議論がございまして、申しわけありませんでした。

まず、1点目は、民間事業者の信用性の確保ということで、28ページに書いてあるのは大したことではなく、環境整備と実績を積み上げることが大事ですねということを書かせていただいております。

29ページ、30ページには、報酬率がばらつきがある。それぞれは適切な公共調達のプロセスを経て決められている報酬率ですので、そこに問題はないわけですけれども、幅がある。先ほど同じもので8.9%というものと、26.25%とある。これはどう考えればいいのかというところで、29ページ、30ページで述べておりますのは、相場感というものが自然に形成されていて、そこを起点に自治体の側も、民間事業者の側も考えていく。当然、拘束力はございませんし、個別の状況を勘案して、その相場感の外で設定をされても全然問題がないわけですけれども、思考を始める最初の起点として、大体このぐらいだというものがみんなで共有されることが市場が安定していくことのためにも重要ですし、例えばこれは議会からも、この率はなぜなのだ、高いのではないのかという御指摘もいただいておりますので、そのような説明責任を高めていくという観点からも貢献し得るのではないかと考えております。

以上、早口かつ予定より多くの時間を頂戴してしまって申しわけございませんでし

た。

以上でございます。

○北川主査 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様からいろいろな御質問なりをお受けしたいと思います。よろしくお願ひします。

イントロで、54分の48で、6市町村が入っていないということですね。それはどういう理由ですか。

○荒川専門委員 徐々に増えておりますので、徐々には入って頂いているのですが、大体、大きなところで御自身で自らお出来になるようなところと理解しております。

○北川主査 任意で、強制はしていないという意味ですね。

○荒川専門委員 そうでございます。

○北川主査 もう一つ、納付忘れによる滞納の早期解消とございましたね。これは全体で納付忘れというのは、率が出るか出ないかわかりませんが、やはり多いのですか。

○荒川専門委員 コールセンターにつきまして、納付忘れはかなり多いと聞いております。ですから、忘れていたという方と、手元に納付書がなくなったのでまた送ってという方が多いということでございます。

○北川主査 では、やはりコールセンターは非常にそういう点では有効ということになりますね。

○荒川専門委員 そうです。

○北川主査 もう一つ、ちょっと妙な聞き方になるのですけれども、県営住宅の家賃の滞納です。これはもちろん皆さん催促されるわけですが、県営の住宅など要らないではないかと思うところがあるのですが、場所が違うから、そういう議論には発展しないわけですね。

○荒川専門委員 毎年、いわゆる事業仕分けの愛知県版のような、名前は違いますけれども、民間の方に入っていただいてヒアリングを毎年しております、先月、ことしの会議がありましたが、県営住宅が対象になりまして、今、主査が言われたような議論が民間からも出されたところがございますが、県としましては、県営住宅自体は福祉的な目的という観点から、やはり必要ではないかということで、今も依然として持っていると。

○北川主査 ここはある以上、それをより早くしなければいけないわけですね。生活に密着しているから、県などは全然持つ必要はないと私は個人的には思いますけれども、これが市町村営と全く一緒にならない、年収が違うとか、徴収の率が違うとか、そんなの理屈だけであって、一緒にしましたら全然問題ないと思うのですが。これはちょっと別の議論でございました。

というようなことで、どうぞ。

○清原副主査 ありがとうございました。

1点だけ、最後のほうにまとめて外部委託市場の形成で、成功報酬率の考え方について

考察をしていただきありがとうございます。初出が17ページのところで、退去滞納者家賃等回収業務で受託者の提案した報酬率が8.9%であったという例があつて、しかしながら、その後、医業のほうでは委託者の提案が35%、26.25%で、このような具体的な数値による事例をお持ちなのですけれども、ご経験を重ねてこられて、もう少し相場観が安定するには期間とか経験が必要だとお感じですか。その1点だけよろしくお願ひします。

○荒川専門委員 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと考えております。

今、表をつくってみて、担当の部局などと少し議論をしている中にも話が出たのですが、こうやって見えてくると、当然、8.9%とか35%もあるのですが、大体、20～30%の中に入っているように見える。ただ、それが愛知の今の数少ない数件の事例の中では20～30%におさまってきてているのかなというところはあります、これが本当に日本全国を見たときにこの水準でよいのかどうかがよくわからないところがございます。ですので、広い事例を集めめた形で、いろいろな事例が蓄積されるのが大事ではないかと考えたところでござります。

○清原副主査 ありがとうございます。

○北川主査 ほかの委員の先生方、どうぞ。

○柏木専門委員 御報告ありがとうございます。

私も報酬のところがすごく気になります、固定費ではなくて、成功報酬でなさるのがいいと、出来高制がいいというのは私も同意見ですけれども、25ページの表をつくっていただいて、非常に貴重だなと思うのですが、委託の金額に対しての回収がどれを見ても大体1割ぐらいの回収で、その中で35%とか、25%となると、かなり県に入る金額が減ってしまうという印象を受けるのですが、成功報酬のパーセンテージが委託業者からの提案だとさっきおっしゃっているのをお聞きしたのですが、この辺の妥当性については部局の中での議論と、議会の中ではどのような議論があったのかを教えていただけたらと思います。

○荒川専門委員 ありがとうございます。

選定にあたってプロポーザル方式をとっております。その評価基準の中に報酬率も入っておりますので、報酬率の%が低いほうが得点が高くなることにはなっております。ただ、いずれにしましても、総合的にいずれのケースも提案した、民間から提案をいただいた報酬率でやっているわけであります。妥当性についてどういう議論があったかですが、先ほどもちょっと申し上げましたように、妥当性がわからない。おっしゃったこの額なので、妥当なのだろうと思ってまず、始めてみようではないかということでやってみた。ただ、先ほども少し言いかけましたが、議会からは、例えば35%とありますが、35%は高いのではないかという御質問を議会から頂いたりということはございます。そういう意味では、適正なプロセスを経てやりましたので問題ありませんとは答えられますけれども、35%が高いのか、安いのかという判断の基準を持っていないというところだと思います。

他方で、今、御指摘いただきましたように、35%であれば、3分の1は民間事業者に行くというところでありますので、その費用対効果は将来的には本当にしっかり考えなけ

ればいけないのだろうと思っております。今のところは、先ほどの御報告で申し上げましたように、県職員では手が回らないところをやっていただいている。つまり、得られるものがゼロだった山を崩していっているということですので、職員の機会費用が発生しない形で、もしくは新たに投入するコストが発生しない形で回収ができていることになりますので、そのぐらいある種、ギブアップしても、債権放棄を3分の1ぐらいする形になりますけれども、してもいいのかなという判断のもとで現在、進めているということでございます。

○柏木専門委員 追加で2つお聞きしたいのですけれども、加点対象の中にプロポーザルの報酬率を入れるのが何点というものがあるのですが、もしおわかりでしたら、そのウエート、例えば100点満点中の10点ぐらいとかというものがわかれればということと、あと、成功報酬の率、パーセンテージが委託業者から来て、さまざまだとおっしゃっていただいたのですけれども、最も高いところは何%と提示しきたのかがもしおわかりになれば教えてください。

○荒川専門委員 2点目につきましては、済みません、よくわかりません。

また、1点目につきましても、ケース・バイ・ケースでそれぞれ違いますので、細かいところはまた確認の上、お答えしたほうがよろしいかもしれません。

○北川主査 よろしいですか。

どうぞ。

○柏木専門委員 もう一点だけ教えていただきたいのですが、16ページのところで、県営住宅の家賃等徴収の（2）対応策の例の下から2つ目に「『生活保護費』の住宅扶助料を市町村から直接納付」という一文があるのですが、具体的にどういうことが教えていただいてよろしいでしょうか。

○荒川専門委員 一部の合意を頂いている市町村において、生活保護費を出されるときに、対象の方の住宅扶助分を予め引いて頂いた上で、市民にお渡しいただくということでございます。

○柏木専門委員 そうすると、生活保護費の一部、住宅扶助料を差し引いたものが生活保護が必要な方に行って、住宅扶助料は市町村から県のほうに。

○荒川専門委員 頂戴するということでございます。

○柏木専門委員 わかりました。

○北川主査 これは相当効果があったのではないですか。

○荒川専門委員 そうですね。

○北川主査 そう思いますね。

○荒川専門委員 ただ、一部でございます。

○北川主査 あとはよろしゅうございますか。

私がちょっとお聞きしたのは、御両者ですけれども、最後に努力に努力を重ねて、もうこれ以上やったら費用対効果で、費用ばかりかかってしまうから、諦めるというか、ある

いは判断するという、そういう基準は大体その場その場なのですか。基準というのはあるのですか。

○荒川専門委員 債権によってですが不納欠損の基準を設けておりますので、そこを超えるまではやり続ける、税外債権であれば法的な措置も含めてやり続ける、ということだと思います。

○北川主査 そういうことですか。

○坂本課長補佐 稲敷市においても、マニュアルを作成しまして、基準所得以下の場合は、徴収しないという形をとっております。

○北川主査 そうですか。ありがとうございました。

よろしゅうございますか。

それでは、荒川委員さん、ありがとうございました。